

2015 年度

運輸安全報告書



秋葉バスサービス株式会社

本レポートは

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況・・・・・・・・P 3
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計・・・・・・・・P 4
(総件数および類型別の事故件数)
4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統・・・・・・・・P 4
5. 輸送の安全に関する重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
6. 輸送の安全に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 5
7. 輸送の安全に関する予算等の実績額・・・・・・・・・・・・・・・・P 7
8. 事故、災害等に関する報告連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・P 8
9. 安全統括管理者、安全管理規程・・・・・・・・・・・・・・・・P 8
10. 輸送の安全に関する教育および研修の計画・・・・・・・・P 8
11. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容・・・・・・・・P 10



1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいりました。

基本方針

- I. 安全・安心な輸送サービスを提供します。
- II 安全性のさらなる向上を目指していきます。
- III. お客様から信頼される会社であり続けます。

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

2015 年度に設定しました目標および達成状況は次のとおりであります。

	目 標	達 成 状 況
1	重大事故、車内事故の撲滅 重大事故ゼロ、車内事故ゼロ	重大事故 0、車内事故 0 件（前年重大事故発生件数 0 件、前年度発生件数 0 件）
2	軽微な有責事故の半減 目標 3 件以内	2015 年度発生件数 6 件（前年度発生件数 5 件、前年対比 120%）
3	アルコールチェック測定異常者の撲滅 測定異常者ゼロ	2015 年度発生件数 0 件（前年度発生件数 0 人）
4	運行中の車両故障の撲滅 目標ゼロ	2015 年度発生件数 0 件（前年度発生件数 0 件）

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2015年4月1日から2016年3月31日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

事故総件数 0件

(類型別内訳)

(単位：千円)

	0
	0
	0
	0
	0

4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

(別紙1)『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』参照

5. 輸送の安全に関する重点施策

基本方針に基づいて、重点的に実施した施策は次のとおりであります。

1. 関係法令、会社規程等の遵守

基準に従って厳格な運行管理を目指すため、2015年7月1日付で運行管理者を複数名選任しました(静岡運輸支局に対して乗合・貸切ともに6名選任)。統括運行管理者を新たに選任し社内体制の強化を図りました。

2. 各種情報等の収集・共有・活用

危険箇所・危険時間帯のヒヤリハット情報を収集しファイリング、新聞掲載の事故記事の切り取りファイリング、国土交通省メールマガジンファイリング、これらを社員全員に回覧し情報の共有化を図りました。

3. 教育・研修・指導・面接を通じた個人のスキルアップ

- ① 静鉄グループ、バス協会、消防署主催の安全講習会に参加し資料テキストを社内回覧しました。しずてつジャストライン(株)丸子教育センターにて3年定期研修(1名)を実施しました。

(2015年9月)

- ② バス協会主催安全運転中央研修所(滋賀県)研修(1名)に参加しました。(2015年10月)

4. 確実な運行管理、整備管理業務の実施

継続的な管理業務として、運行前点検、健康状態、服装、免許証、非常信号用具、検査証、アルコールチェック及びグーパー運動(手・足確認)を実施しました。運行後点呼、当日の運行車両の異

常等、道路状況、明日の仕事の確認を日々実施するとともに、仕事確認されていない場合は、点呼執行者より電話等により指導指示をしました。

5、健康診断・SAS 検査結果に基づく健康管理指導の徹底、再検査・通院治療状況の確認と記録管理、点呼時の健康状態の確認の徹底

健康面では、2015年12月～2016年3月までインフルエンザ対策でマスク着用とアルコール消毒予防を行いました。さらに、2015年9月定期健康診断結果に対して「中東遠地域産業保健センター」の医師から意見聴取し、就業上の問題がないことを確認しました。健康保持管理を目的とし、血圧計・体温計にて日々数値を確認しました。

6、発車時の指差確認呼称の励行

継続的な安全安心を輸送の基本と考え、特に発車時の指差確認呼称・危険箇所通過時の指差確認呼称に重点をおき日々点呼時に指導しました。

7、軽微事故発生場所（狭隘区間、右左折箇所、見通しの悪い交差点、後退時）における安全確認の徹底
事故発生時、統括運行管理者による図上教育を実施しました。（ヒヤリハット教育）

8、運輸安全マネジメントの基本的な方針や輸送の安全に関する目標及びその他重要な通達事項、実施事項の周知状況の定期的な確認の実施

年間6回トップによるコミットメント（個人面接含む）を実施しました。

9、運輸安全マネジメント体制のチェックとレベルアップの為の内部監査の実施

2015年9月29日前年度監査時の課題の改善状況についてフォローアップ監査を実施しました。

[掛川バスサービス(株)による]

2016年2月25日当年度内部監査を実施しました。[掛川バスサービス(株)による]

6. 輸送の安全に関する計画

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については次のとおりであります。

1、安全に関する通達、各種情報等の収集・共有・活用

(昼礼、面接、点呼、回覧、掲示、DVD、重要事項には乗務員手帳への記入指示等による)

- | | |
|-------------------------------------|---|
| a: 運行・整備等関係通達等の周知徹底 | * バス車内事故防止キャンペーンを実施 7/1～7/31（日バス協会）しました。 |
| | * 2016年1月貸切バス転落による重大事故発生にともない安全確保の原点に立った運行管理、点呼、乗務員の健康状態等について再確認をしました。（2016年1月15日実施済） |
| b: 監督官庁、バス協会、静鉄グループ等の事故防止に係る情報の社内共有 | * （5-2 対応） |
| c: 事故防止委員会議事録の社内共有 | * 毎月実施しました。 |

- d: 事故情報（原因・対策）の社内共有 *（5-2 対応）
- e: ヒヤリ、ハット情報の社内共有 * その都度実施しました。
- f: ドライブレコーダー情報の活用 * 事故防止委員会等また、警察の犯罪防止（2015 年 6 月並び 8 月）に活用実施しました。
- g: 社内情報入手制度（報連相箱の設置）の実施とその対応情報の共有 * 社員から情報・提案等をボトムアップし得られた情報を 掲示し共有化を実施しました。
- h: 重要な情報の点呼時伝達又は報告の徹底 * 必要な都度実施しました。
- I: 車両の不具合、損傷などの確実な報告 * その都度実施しました。

2、 厳正な点呼の実施

（制服・制帽、自己申告、必要携帯物、指示・指導等）

* 通年実施しました。

3、 健康管理指導と健康状態確認の確実な実施

a: 定期・深夜健康診断、S A S 検査結果を受けての再検査等の結果の確認と記録管理

* 各診断、検査後に確認し再診断・再検査を指示し診断書または、医療機関領収書等で再検査受診を確認しました。さらに静岡労働局の助言により中東遠地域産業保健センターで個別相談し意見書通りの指導をしました。

b: 要診療継続者の領収書・診断書などによる通院・治療状況等の追跡把握と記録管理

*（6-3-a 対応）

c: 人間ドックの活用（毎年 2 名）

* 1 月～3 月、2 名実施しました。

d: インフルエンザ、ノロウィルス対策の実施（マスク・消毒薬の配布など）

* 1 月～3 月社員個々に渡しました。

e: 点呼時の健康状態、ゲー・パー動作確認の徹底（点呼時）

* 通年実施しました。

f: 気多車庫（遠隔地中間点呼実施）での運行・健康状況確認（全便気多車庫中間時）

* 全便気多車庫発車時に森本社へ電話にて運行・健康状態を報告することを通年実施しました。

g: 血圧計・体温計の活用

* 通年実施しました。

4、 状況に応じた月間や日々の目標の設定

* 通年実施（ゴールデンウィーク・年末年始・災害発生時、時節事件に沿う目標実施）しました。

5、 確実な車両整備・点検の実施

* 1 ヶ月・3 ヶ月・年整備は年間計画、日常点検は毎日実施しました。また、必要な臨時修繕を実施しました。

6、安全に係る機器類の充実

a: ドライブレコーダー (5 カメラ) 2 台導入

* 計画車輛 2 台 261・296(4 月)、計画外車輛 4 台 2346・601・2359・917 (9 月) の合計 6 台導入しました。

b: 中古大型低床バス 2 輛導入

* 2015 年 9 月 1 輛・11 月 1 輛導入しました。

c: その他 (計画外)

* 2016 年 3 月後退時の事故防止対策として車輛 1 台バックソナーを導入しました。

* 2016 年 3 月災害・非常時等の通信手段確保の為、IP 無線機を導入しました。

7、内部監査の実施

a: 運行管理業務監査の実施

* 1 月実施 (支配人による監査) しました。

b: 運輸安全マネジメントフォローアップ監査

* 9 月実施 (掛川バスサービス(株)) しました。

c: 運輸安全マネジメント監査の実施

* 2 月実施 (掛川バスサービス(株)) しました。

* 2015 年 09 月 14 日及び 2016 年 01 月 15 日静岡県バス協会により貸切バス事業の巡回指導(重大指摘事項なし)。

8、会議他

①	本部事故防止委員会	運行保安全管理者会議	毎月 1 回実施
②	2015 年 05 月 25 日	森・袋井地区交通規制審議会	
③	2015 年 05 月 28 日	磐田地区交通規制審議会	
④	2015 年 05 月 28 日	交通安全協会森地区会議	
⑤	2015 年 06 月 30 日	袋井警察署管内防犯連絡会議	
⑥	2015 年 07 月 06 日	静岡県バス協会事故防止委員会	
⑦	2015 年 07 月 24 日	静岡県バス協会貸切委員会	
⑧	2015 年 08 月 26 日	中央技術委員会バス改善要望全国会議	
⑨	2015 年 09 月 04 日	静岡県バス協会事故防止委員会	
⑩	2015 年 12 月 04 日	静岡県バス協会事故防止委員会	
⑪	2015 年 12 月 11 日	静鉄グループコンプライアンス委員会	
⑫	2015 年 12 月 24 日	静岡県防災危機管理会議	
⑬	2016 年 02 月 08 日	静岡県バス協会安全輸送緊急会議	
⑭	2016 年 02 月 26 日	静岡県貸切バス安全確保会議	
⑮	2016 年 03 月 16 日	静岡県防災危機管理会議	

7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

2015年度の輸送の安全に関する予算等の主な実績額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

主 な 項 目	金 額
① 整備計画に基づく計画整備の実施並び臨時修繕の実施等	22,718 千円
② ドライブレコーダー導入	1,263 千円
③ 教育・SAS 検査等	130 千円
④ 中古大型ノンステップバス	7,500 千円
合 計	31,611 千円

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

(別紙2)「事故、災害等に関する報告連絡体制」参照

9. 安全統括管理者、安全管理規程

- ① 安全統括管理者：役職名 代表取締役社長 氏 名 澤田 俊
- ② 安全管理規程：(別紙3)『安全管理規程』

10. 輸送の安全に関する教育および研修の計画

全社員に対して「運輸安全マネジメント」の周知徹底を図るため、次のような教育および研修を行ないました。

1、運行管理者研修

*8月、10月実施(3名)しました。

2、整備管理者研修

*8月実施(1名)しました。

3、点呼執行者教育

*3月実施(2名)しました。

4、運転士教育

a: 定期研修(入社後3年以上勤務の乗務員)

*乗務員に丸子教育センターで基本教育を受講させ新たに安全・安心輸送の志を持たせました。(引き続き教育を継続中)(5-3-①対応)

b:外部研修

* (5-3-②対応)

c:安全意識向上教育 (DVD による)

* 自社のドライブレコーダーよりヒヤリハット情報を DVD 化し通年を通し休憩室にて DVD を視聴し情報の共有化をはかりました。

d:特別教育 (事故惹起者)

* 2015 年 9 月 1 名実施しました。

5、事務員・運転士訓練 (防災・緊急時対応訓練)

* 消火訓練、非常時暗号発信訓練 9 月実施しました。
危険予知トレーニング DVD を全乗務員視聴 (2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日休憩時間利用実施)

6、運転士指導・面接等

個人目標の設定、取組み、評価に係る指導・面接、運輸安全マネジメントの基本的な方針や輸送の安全に関する目標及びその他重要な通達事項、実施事項の周知状況の定期的な確認

a:前年度評価と指導・当年度目標設定 (可能な限り数値化) 面接、重要な通知事項実施事項等の周知状況の定期的な確認 1/2 (統括運行管理者)

* 個人目標設定面接、4 月 14 日～4 月 21 日全運転士実施しました。

b:中間取組み状況確認面接 (中間評価と指導)、通達事項、実施事項の周知状況の定期的な確認 2/2 (統括運行管理者)

* 中間取組み面接、未実施

c:より客観的な評価方法による添乗監査の実施と監査結果に基づく指導 (運行管理者)

* 4/3・5/8・7/11・9/12 実施しました。

d:乗務員手帳記載事項の確認と指導・面接 (統括運行管理者)

* 5/1・9/1 実施しました。

e:適性診断結果に基づく指導 (統括運行管理者)

* 2015 年 04 月 01 日～2016 年 03 月 31 日 14 名実施しました。

f:ドライブレコーダーによる指導 (整備管理者)

* 指導、G 発生者及び事故発生者 (10-4-c 対応)

g:個別指導 (統括運行管理者)

* 2015 年 07 月 01 日～2015 年 07 月 20 日全乗務員実施しました。

h:個人面接 (社長、支配人、副支配人等運行管理者以外の者による)

* 2016 年 01 月 13 日～2016 年 01 月 28 日全社員実施しました。

8、国土交通省やバス協会等の研修

*5-3、6-8 会議他参照

1 1. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

輸送の安全に関する内部監査を 2015 年 2 月に実施し、その結果およびそれを踏まえた措置内容は次のとおりであります。

1. 内部監査結果

是正改善処置要求事項

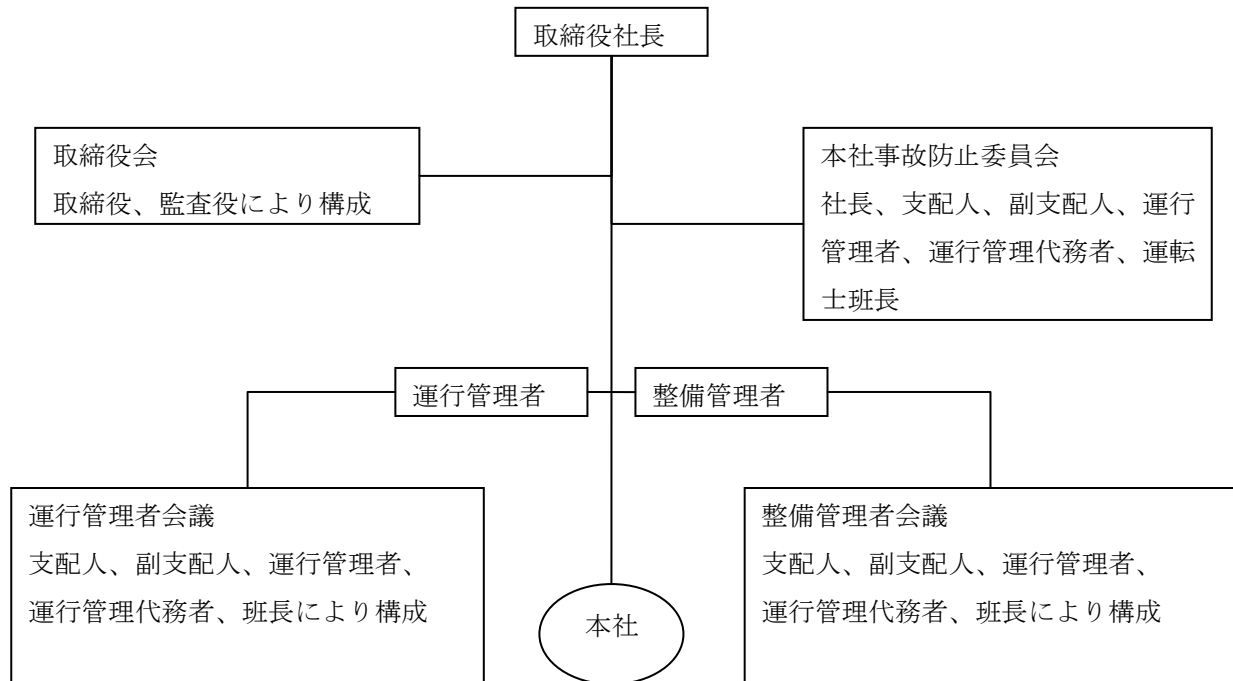
- (1) 第三者機関（医療機関）へ定期健康診断の分析を依頼し、乗務判断している点は非常に有効と考えます。しかしながら、社内での管理指導体制については服薬状況の把握が不足しており、月次での収集および指導が出来ることが望ましいと考えます。

2. 内部監査結果を踏まえた措置内容

- (1) 現在年 2 回実施している定期健康診断にて、再検査・継続治療等の診断を受けた者に対しては、中東遠地域産業保健センターにて通常勤務の可否の判断をしています。ご指摘いただきました事項につきましては、今後対象者に通院の都度薬局から発行される「薬明細」等の提出を義務付け、さらなる安全管理体制の構築を目指します。

(別紙 1)

『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』

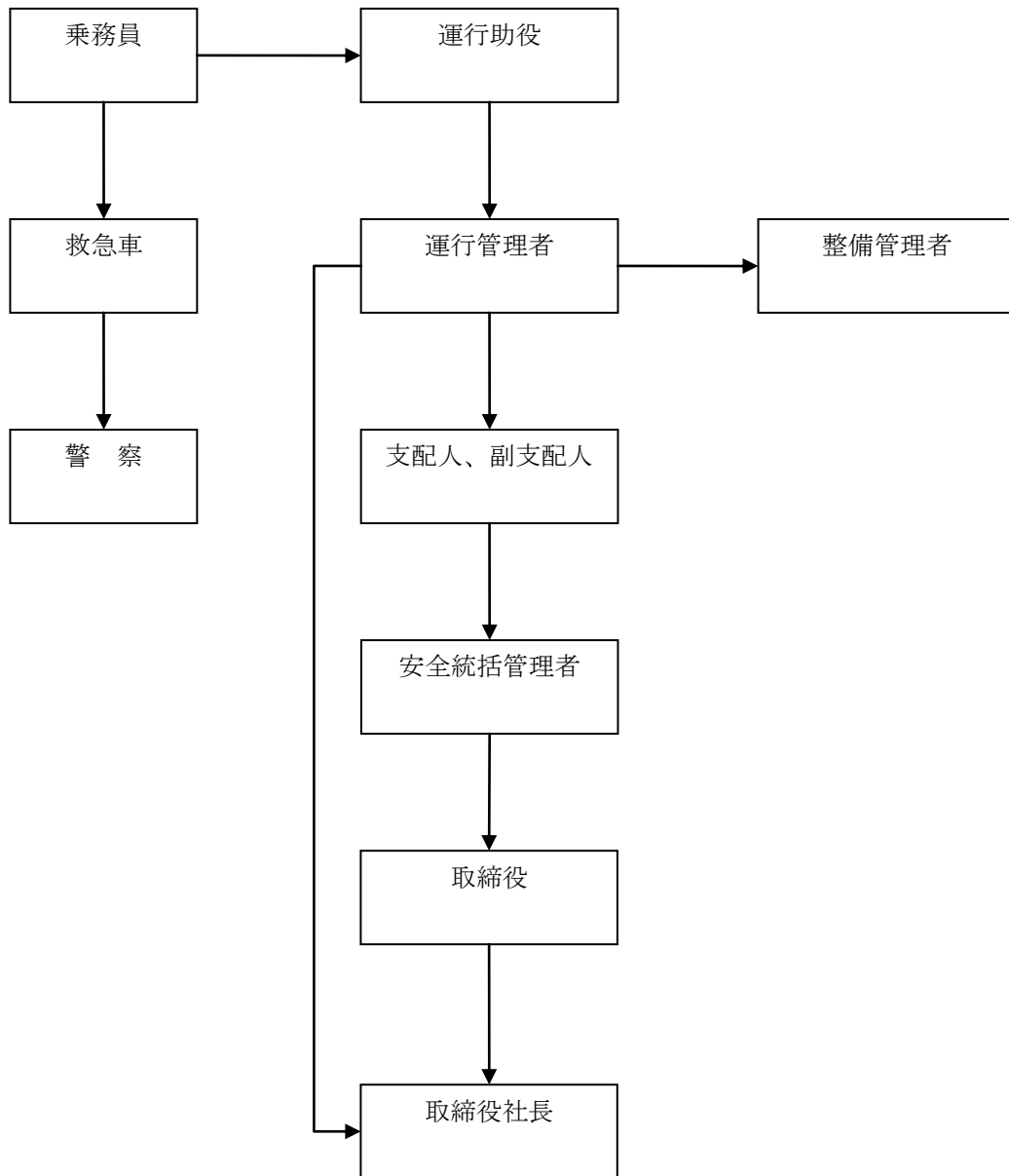


内部監査
 担当者の計画に基づく監査の実施

※乗務員への教育は、支配人及び運行管理者が担当
 ※乗務員以外への教育は、社長および支配人が担当

(別紙 2)

『事故、災害等に関する報告連絡体制』



(別紙 3)

安全管理規程

秋葉バスサービス株式会社
2006(平18)年10月1日制定
2013(平25)年10月1日改定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Action)を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、安全性に関する情報については、積極的に公表する。

(安全を確保するための重点施策)

第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ①輸送の安全の確保は会社における最重要事項であるという認識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。
- ②輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③輸送の安全確保に関する具体的な目標を定め、それを達成するための具体的な計画を策定し、的確に実行すること。
- ④計画が的確に実施されているか、適時適切に内部監査を行い、是正措置または予防措置を講じること。

⑤輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

⑥輸送の安全に関する教育および訓練の具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、次に定める目標を策定する。

- ①会社全体の年間目標
- ②会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため、輸送の安全の確保をするために必要な計画を策定する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者がその職務を適正に行うための予算の確保、体制の構築等に必要な措置を講じる。
- 3 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保をするために業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

- ①安全統括管理者
- ②運行管理者
- ③整備管理者
- ④その他必要な責任者
- 2 支配人は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、統括運行管理者を統括し、指導監督を行う。
- 3 統括運行管理者は、支配人の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
- 4 安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合における指揮命令系統については、他の取締役及び支配人が代行する。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
 - ①国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ②身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

- ③関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ①全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ②輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- ③第3条の輸送の安全に関する方針、第4条の輸送の安全に関する重点施策、第5条の輸送の安全に関する目標および第6条の輸送の安全に関する計画を実施すること。
- ④輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役等に報告すること。
- ⑥社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨輸送の安全を確保するために、必要な教育または研修を行うこと。
- ⑩その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 第3条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、第5条の輸送の安全に関する目標を達成すべく、第6条の輸送の安全に関する計画に従い、第4条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長はじめ取締役及び支配人や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なう事態が発見された場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、社則（運行・整備関連編 10）非常事故災害措置規程とする。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ取締役または社内の必要な部所に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

- 4 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

（輸送の安全に関する教育および研修）

第14条 第 5 条の安全目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第15条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役等に報告するとともに、輸送の安全の確保のため必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

（輸送の安全の確保のための業務の改善）

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告もしくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のための改善に関する必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第17条 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎年度、外部に対し公表する。

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
- ③ 自動車報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計
（総件数および類型別の事故件数）
- ④ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
- ⑤ 輸送の安全に関する重点施策
- ⑥ 輸送の安全に関する計画
- ⑦ 輸送の安全に関する予算等の実績額
- ⑧ 事故、災害等に関する報告連絡体制
- ⑨ 安全統括管理者、安全管理規程
- ⑩ 輸送の安全に関する教育および研修の計画
- ⑪ 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況に

ついて国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全の確保に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じて定期的に見直しを行う。

- 2 輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役は報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める。

今後も「運輸の安全安心」に、役員・従業員が一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡ください。

【ご連絡先】

森本社営業所 (0538)85-2141

2015年度 運輸安全報告書

秋葉バスサービス株式会社

〒437-0215

周智郡森町森 2368 番地 1 号

<http://www.akihabus.co.jp/>

2016年6月発行